

3 出入口

《基本的考え方》

- ・ 公共用通路への出入口については、誰もが駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部から円滑にアプローチできるよう分かり易い配置とする。
- ・ 出入口への動線は車椅子使用者等が遠回りにならないものとする。

【1】各室の出入口

1以上	利用者の用に供する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとする。	ハ 出入口 (1)
幅	(1) 幅は 80cm 以上とすること。	ハ 出入口 (1)(一)
戸の構造	(2) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	ハ 出入口 (1)(二)
段	(3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。	ハ 出入口 (1)(三)

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【水平区間】戸の前後には、車椅子 1 台が止まることができるよう 1.5m以上の長さの水平区間を設ける。

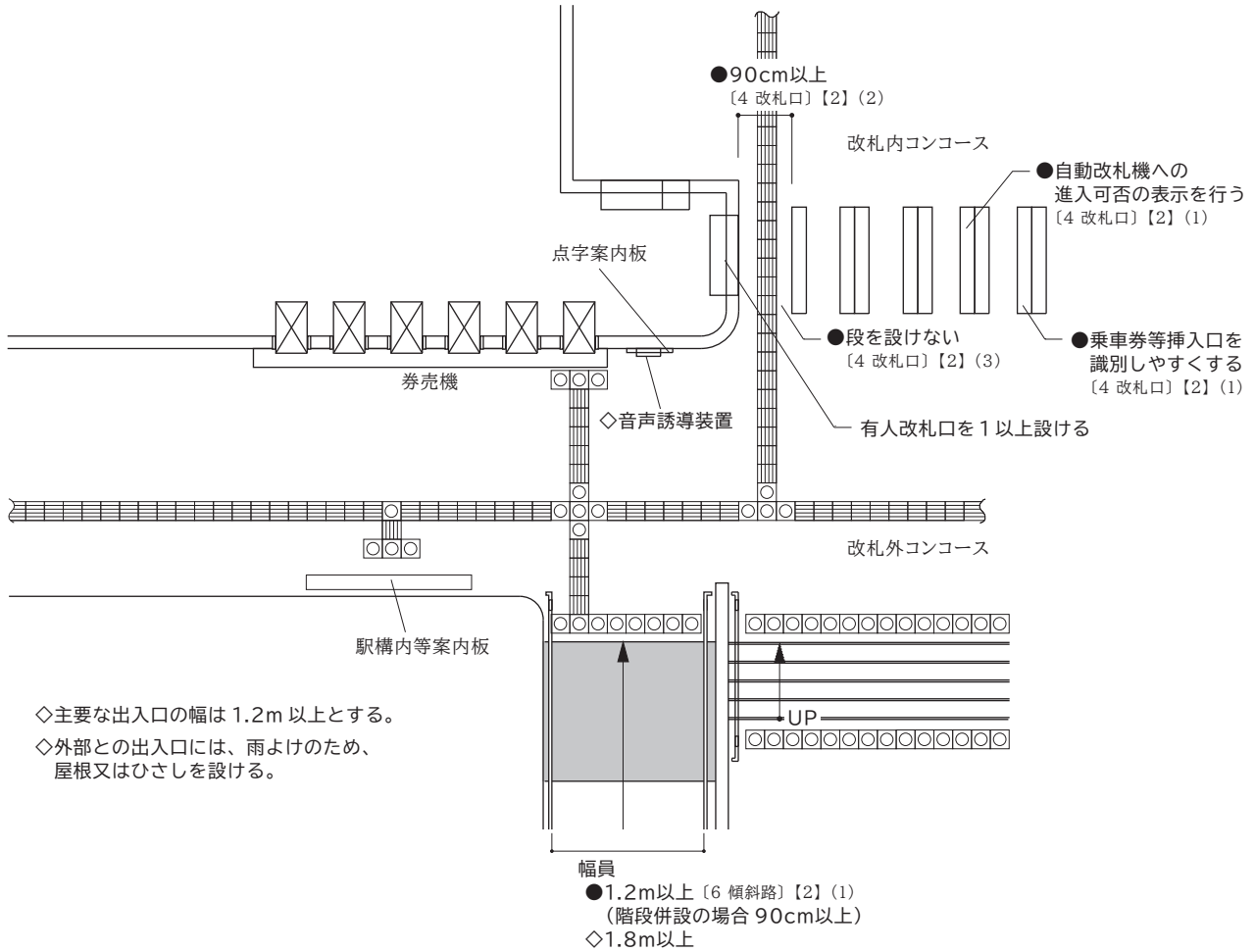
【2】移動円滑化経路を構成する出入口

幅	(1) 幅は 90cm 以上とすること。	ハ 出入口 (2)
戸の構造	(2) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。 ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。	ハ 出入口 (1)(二)
段	(3) 通行の際に支障となる段を設けないこと。	ハ 出入口 (1)(三)

《望ましい整備》

- ◇【主要な出入口】移動円滑化経路を構成する主要な出入口の幅は 1.2m以上とする。
- ◇【屋根・ひさし】外部との出入口には、雨よけのため、屋根又はひさしを設ける。
- ◇【視覚障害者対応】音声誘導装置等による誘導を行う。

《公共用通路と出入口（改札口）の配置》



《出入口の例》

